

(案)

こ支虐第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 〇〇 殿

こども家庭庁支援局長

児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業実施要綱」により行うこととし、令和6年〇月〇日から適用することとしたので通知する。

別 紙

児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業実施要綱

第1 事業の目的

本事業は、働く場所として児童相談所の魅力を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各児童相談所での見学等や児童相談所職員の就業継続を支援するなど、人材確保に向けた取組の強化を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、〇〇〇〇〇〇（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、児童相談所で働くことの魅力や児童虐待防止に関する基礎的な知識等について、普及啓発を図るため、効果的な広報戦略に関する企画提案を行い1から4までの事業を実施すること。

また、事業実施後は、こども家庭庁支援局虐待防止対策課（以下「担当課」という。）に実施した事業の内容や効果等について報告すること。

なお、事業の実施に当たっては、児童相談所職員や児童相談所で働くことを目指す学生等、関係者の意見も聴取すること。

1. 広報啓発事業

児童相談所で働くことの魅力や児童虐待防止の基礎的な知識等について、WEB サイト、インターネット広告、SNS 等を利用し、児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発活動を実施すること。

その際、広く一般に届くような広報啓発活動と、視聴者・読者層を分析してターゲットを絞った広報啓発活動などを効果的に組み合わせることで広告が届けられるような広告展開を実施すること。

(例)

- ・LINE 広告など、月間アクティブユーザーが多い広告媒体を活用した広報啓発活動
- ・YouTube、Tver、Abema、TikTok 等の動画配信サイトの動画広告を活用した広報
- ・Twitter、Facebook、Youtube、TikTok 等の SNS 等を活用した広報

2. 見学等の情報提供事業

児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、児童相談所での見学等の機会について、情報提供を行うこと。単に日時や参加方法だけを掲載するのではなく、体験談を掲載するなど職場体験に参加しやすくなるような工夫を行うこと。

(例)

- ・情報提供に併せて、実際に見学して就職した職員のインタビューなどを掲載
- ・オンラインで児童相談所見学会を実施
- ・職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会を開催

3. 児童相談所職員同士のピアサポート等の人材定着支援事業

仕事の悩みを抱える児童相談所職員に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施するなど、児童相談所職員の定着支援のために効果的な事業を行うこと。

(例)

- ・SNS や WEB サイトの機能を活用して悩みを打ち明け、共感しあう場を提供
- ・オンラインイベントを開催し、日々の悩みや苦労を打ち明ける場を提供

4. その他

1、2、3のほか、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、担当課に協議の上、実施すること。

第4 事業の実施方法

実施団体は、第3に規定する事業を実施するにあたり、担当課と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

1. 委託の取扱い

(1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、事業

の実施に係る企画及び立案並びに進捗管理に関する業務は委託してはならない。

- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して、本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

3. 著作権の取扱い

こども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。